

内閣府消費者委員会事務局

委嘱調査員 山田茂樹

## 第 1 報告の趣旨及び検討課題

### 1 報告の骨子

#### (1) 条項の認識可能性について

インターネット取引における Web 上での規約の表示については、

ア．規約の開示場所（どこに規約があるのか）

イ．規約の開示方法（印刷物との比較における理解力の差異、画面遷移（スクロール）による読みづらさ、文字サイズ・色合い・フォント）

といった点が、消費者にとって、その認識可能性が十分に担保されないまま契約締結に至る一要因となっているのではないかと考えられる。

#### (2) 具体的な条項について

インターネット取引に関する条項については、取引の非対面性ゆえか、取引の相手方を ID・パスワード等で区別せざるを得ないという特徴から、これらの管理につき消費者の義務を過重する条項、意思表示擬制条項、契約適合性判定権条項、契約内容変更条項が少なからずみられる。

その他、対価保持条項が役務提供契約において少なからずみられる。

特に ID・パスワードの管理責任及び第三者による不正利用の場合における責任条項については、ID・パスワードは無体物であり、管理にも限界があることからすれば、かかる規定（ましてや家族等に限らずおよそ第三者の利用をすべて含む）当該規定は消費者契約法 10 条により無効となる余地が大きいのではないかと考えられる。

### 2 検討課題

(1) インターネット取引において規約はどのような状態で開示されているのか。(成立要件)

(2) インターネット取引における規約において他のリアル取引と比べ、特徴的な事項は認められるのか(有効要件)

## 第 2 報告の理由及び調査事実

### 1 調査の方法及び対象

#### (1) 調査対象

PIO-NET<sup>1</sup>、国民生活センターの報道発表資料（2012年8月公表）

<sup>1</sup> 平成24年1月1日から平成24年10月31日までにPIO-NETに集約された相談のうち「インターネット通販」をキーワードとして含むものを対象とした。

<sup>2</sup>、国民生活センターへのヒアリング結果<sup>3</sup>に基づき、相談件数等の点から適宜ピックアップした。対象となる契約については以下のとおり。

アダルトサイト<sup>4</sup>、 出会い系サイト（ サクラサイト）<sup>5</sup>、 オンラインゲーム<sup>6</sup>、 DVDインターネットレンタルサービス<sup>7</sup>、 インターネット通販、 共同購入クーポンサイト<sup>8</sup>

## （２）調査対象規約

インターネット上から無作為に複数の事業者の規約を抽出した。

また、上記 ないし に該当する契約につき、平成 19 年度消費者契約における不当条項研究会「平成 19 年度消費者契約における不当条項研究会報告書」（以下「研究会報告書」という）作成の参考事例から適宜抽出した。

## （３）抽出された契約条項について

適宜抽出した ないし に関する個別の規約につき、研究会報告書の「検討を要する不当条項類型」に該当すると思われる条項を抽出した。

平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までに P I O - N E T に集約された相談の概要からも可能な限り抽出した。

さらに、研究会報告書の参考事例から ないし につき、同種の不当条項類型の N O を参考までに記載した。

また、必ずしも不当条項類型とはいえないが、興味深い条項を取り上げた。

## 2 規約（約款）の認識可能性

### （１）パソコン上における規約の表示は紙ベースの規約と比べて、認識の程度において差異は認められるか。

紙とパソコン画面による文章理解の際については、紙とパソコン画面では、紙（印刷物）のほうが、パソコン画面より文章理解度が高いという実験結果が報告されているところ。<sup>9</sup>

<sup>2</sup> [http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/internet2.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/internet2.html)

<sup>3</sup> 消費者委員会事務局による平成 24 年 8 月 31 日国民生活センターに対するヒアリング報告書（当検討チーム第\*会会議・参考資料\*）

<sup>4</sup> 国民生活センター平成 24 年 9 月 6 日「アダルト情報サイトの相談が 2011 年度の相談第 1 位に - インターネットにアクセスできる機器すべてに注意が必要 - 」  
（[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120906\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120906_1.pdf)）

<sup>5</sup> 国民生活センター平成 24 年 7 月 26 日「速報！ “ サクラサイト商法 ” 新たな手口にご用心！ - 性別・世代を問わず被害拡大の可能性 - 」ほかを参照。  
（[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120726\\_2.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120726_2.pdf)）

<sup>6</sup> （[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/game.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/game.html)）

<sup>7</sup> 国民生活センター平成 22 年 1 月 20 日「無料」を強調しながらも有料期間に自動移行する宅配ビデオレンタルのトラブル」なども参照。  
（[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100120\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100120_1.pdf)）

<sup>8</sup> 国民生活センター平成 23 年 2 月 9 日「ご存じですか？ 共同購入型クーポンサイトに関するトラブル」  
（[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110209\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20110209_1.pdf)）

<sup>9</sup> 清原一暁ほか「文章の表示メディアと表示形式が文章理解に与える影響」（日本教育工学会

## (2) 規約の位置(画面遷移の状況など)

### ア トップページのページトップから「規約」タブが視認できるもの

画面をスクロールせずに、「規約」タブを確認できるもの。

### イ トップページにはあるが最下部に「規約」タブを置くもの

画面下部に「プライバシーポリシー」や、「特定商取引法に基づく表示」などと並んで「規約」タブが置かれている。

「規約」タブの文字サイズが10ポイント程度のものもあり、トップページとはいえ、利用者が規約の存在を認識しにくいと思われるWebもみられた。

さらに、商品説明部分には鮮やかな配色で画像や、大きい文字サイズで商品説明を行う一方、規約については、小さい文字サイズ・しかも背景の色に近い配色で認識が困難であると思われるWebもみられた。

### ウ トップページの別ウィンドウに「規約」タブを置くもの

トップページの別ウィンドウ(ポップアップウィンドウ)をスクロールさせると「規約」タブが現れるWebがみられる。

### エ トップページから一定のタブをクリックして別ページに規約を置くもの

「ご利用ガイド」、「ヘルプ」、「企業概要」、「情報公開」等、規約のある画面へ遷移するためのタブはWebによって異なる。

このため、どこに規約が置かれているのかがわからず、例えばAというサイトの利用規約を知りたい場合に、GoogleやYahoo!などの検索サイトを利用して「A 利用規約」などの検索キーワードによって、規約にたどり着くことができるといった行動をとらざるをえない場合もある。

### オ 申込フォーム画面にまで進むと「規約」を確認できるもの

申込タブをクリックし、申込みフォーム画面に進んだ段階で、規約を確認できるサイトがみられる。この場合、規約は、「申込み」タブよりも上方に記載され、形式的には「規約」を視認したうえで、申込みを行う構成となっているのがみられる。

とはいえ、「申込み」タブをクリックする場合は、消費者は一定程度の契約申込への意思形成ができつつあるものと思われ、そうすると、規約自体を読まずに「申込み」タブをクリックする可能性は否定できない。

---

論文誌VOL27・NO2・117頁)など

([http://ci.nii.ac.jp/els/110003026485.pdf?id=ART0003487193&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order\\_no=&ppv\\_type=0&lang\\_sw=&no=1354190762&cp=](http://ci.nii.ac.jp/els/110003026485.pdf?id=ART0003487193&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1354190762&cp=))

なお、上記論文によると、印刷物、CRTディスプレイ(ブラウン管)、液晶ディスプレイに文章を表示し、文章理解度を測定する実験を行ったところ、文章理解度は印刷物が最も高く、次いで液晶ディスプレイ、CRTディスプレイという結果になったとされる(121頁)。

カ ユーザーが通常の方法でアクセスするwebとは別のwebに置くもの

SNS誘導型のサクラサイト商法の事案においては、当該サイトの規約やポイント等の掲載されているWebのURLとは、まったく別個のURLに利用者を誘導して、サイトの入会契約をさせている事例がみられる<sup>10</sup>。

### (3) 規約の読みやすさ(文字の大きさ・配色)

背景の色と同傾向の色(例えば背景が薄いグレー、文字が若干濃い目のグレー)で表示されているサイトがみられる。

ポップアップウィンドウのような形式で、別枠のウィンドウに小さいフォントで記載されているサイトがある。

### (4) 消費者が実際に申込を行う際の規約の「告知」あるいは「同意」

契約段階に入る前の消費者に対しては、規約の開示状況につき、上記(1)(2)(3)であるとしても、具体的に商品購入・サービス提供の申し込みをして、「注文画面」等に遷移すると、利用規約へのリンクが明瞭に設けられている場合も少なくない。

ただし、「申込み」や「注文」タブをクリックする段階では前述のとおり消費者は一定程度の意思形成がなされた後であり、規約内容をよく読まずに申込に至る可能性は否定できない。

そうすると、「申込み」タブ等をクリックする前段階で、規約に容易にアクセスできる状態にしておくことが重要となるのではないか<sup>11</sup>。

---

<sup>10</sup> 例えば、報告者が担当した事件では、Facebookを通じて、Aから当該消費者宛にEメールが送信される(メール本文に記載されていたメールアドレス宛にメール送信)Aから自身が運営しているとするブログへ招待される(ブログへのコメント入力するのに、入会メールを送るよう指示される)メール送信後、サクラサイト業者からメッセージが返信される(そのメール本文にはURL(<http://AAA.com/>)【甲サイト】が貼られている)甲サイトにアクセスすると当該消費者宛のメッセージを読むことができるが、サイトの規約や特商法に基づく表示はまったく別のURLであったというケースがあった。

<sup>11</sup> 後述のとおり、経産省の「電子商取引及び情報取引等に関する準則」の「 - 2 1 ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性」においても、規約が契約に組み入れられたと認められる場合として、申込み時に利用規約が取引条件となっていることの告知に加え、ウェブサイトで利用者がいつでも容易に利用規約を閲覧できるように構築されている場合を例示している。

### 3 各契約類型において着目すべき規定例

< \* ( ) 内の数字は、同様の研究会報告書参考事例NO >

#### (1) アダルトサイト

##### ア 意思表示擬制条項

【規約例】

ポップアップ内のOKボタンをクリックした時点で自動的に入会となります。

(No. 24, 25)

##### イ 契約内容変更条項

【規約例】

第\*条 運営者は本規約を予告なく修正・追加できるものとします。

(No. 105~112, 167)

##### ウ 解除権制限条項

年齢を確認する画面で同意した後自動入会になり後払いシステムで請求する。登録内容は退会処理金9万9800円の入金後抹消される。支払わない場合は債権回収の管理部が携帯会社に個人情報の開示を求め、延滞金や手数料なども請求する。クーリング・オフは出来ない

(No. 269)

##### エ 対価保持条項

運営者は既に支払われた料金は一切返金いたしません

(No. 406, 411, 413, 414, 487, 488, 490, 492, 493)

#### カ 消費者の債務不履行に関する過度の金銭賠償義務条項

1週間以内に払わない場合は、延滞料を加算し個人情報を調査し自宅回収する。その際には調査費・旅費を請求する。

(No. 333)

#### キ その他

「1日で振り込めば10万、2日で振り込めば12万、3日で振り込めば20万」という趣旨の条項(違約金条項?),「利用者の了承または利用者への通知なくして、追加、変更される場合があります。本規約の追加、変更は、弊社が別途定める場合を除き、当サイト上に掲載表示された時点より効力が生じるものとします。利用者が本規約の変更の効力発生後も本サービスを利用する場合は、変更後の本規約に同意したものとみなします」(ア+イ)などがある。

#### (2) 出会い系サイト( サクラサイト)

##### ア 契約内容変更条項+意思表示擬制

弊社は会員の事前の了承を得ることなく本規約を変更でき、会員はこれを異議なく了承するものとします。

(No. 28, 29, 113, 114, 124, 125)

## イ 対価保持条項

いかなる理由があっても、本サービスに対して既に支払われた料金の払戻は致しません。

## ウ 免責条項

[ A サイト ]

本サービスを通じて会員間もしくは会員と第三者において損害・トラブルが生じた場合、自己責任として当サイトは一切責任を負いません。

[ B サイト ]

弊社は、本サービスに関し、遅滞、変更、停止、中止、廃止及び本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

## エ 違約金条項

NGワード：個人情報（住所・連絡先等）

NGワードを入力しますと規約違反として3ポイントのマイナスとなりますのでご注意ください。

## オ みなし規約承諾規定（意思表示擬制）

[ A サイト ]

本サイト使用者は規約を承諾し使用したものとみなします。

[ B サイト ]

会員資格を有した者が、本サービスの利用を実際に行った時点で、弊社と会員の間には本規約において定める契約に対して法的効力が発生するものとします。

## カ 契約適合性判定権条項

弊社は、会員が以下の事由に該当する場合、またはそのおそれがあると判断した場合、会員に対する事前通知および承諾を要することなく、当該会員を退会させることができるものとします。

（1）本規約に違反した場合・・・（以下省略）

## キ 裁判管轄条項

本サービスないし本規約に関連する一切の紛争については、 地方裁判所をもって専属的合意管轄とします。

## （3）オンラインゲーム

### ア 契約内容変更条項 + 意思表示擬制

当社は事前に利用者の同意を得ることなく本利用契約を変更する場合があります。

## イ 契約適合性判定権条項

利用者が本利用規約に違反したと当社が判断した場合、当社は違反した利用者に以下の処分をすることができるものとします。

（3）本サービスの全部又は一部の利用停止

( 4 ) 利用者が獲得したゲームマネー、ポイント等のはく奪

\* P I Oでは「身に覚えがないのに強制退会させられた」等の相談がみられる。

**ウ 免責条項**

[ A社 ]

本サービスにあたって、当社の過失による債務不履行・不法行為が原因となって利用者に損害が発生した場合であっても、当社は現実に発生した直接かつ通常の損害を除き、その損害を賠償する責任を負いません。また、直接かつ通常の損害であっても、以下に定める額を上限とし、当社はこれを超える損害賠償の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意・重過失による場合はこの限りではありません。

[ B社 ]

弊社は、第13条1項<sup>1</sup>による本サービスの停止・中止・終了及び同条3項による本サービスの変更に起因して利用者に発生した一切の責任（情報等の消失に起因する損害を含みますが、これに限られません）について、責任を負わないものとします。

1 システムの保守点検、天災事変、戦争等のやむを得ない事由

**エ 対価保持条項**

コインは、理由の如何を問わず、一切払い戻しは行いません。ただし、当社が本サービスを廃止する場合はこの限りではありません。

<コメント> ゲーム内通貨が資金決済法の前払式支払手段に該当する場合は、同法20条2項により原則払い戻しは禁止されている（数社のゲーム内通貨は前払式支払手段として金融庁に届出または登録がなされている）。

**オ サービス廃止条項**

当社は当社の都合によりいつでも本サービスを廃止できるものとします。

**カ 裁判管轄条項**

会員と株式会社 の間で訴訟の必要が生じた場合、株式会社 の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄とします。

( N o . 548 )

( 4 ) DVDインターネットレンタルサービス

**ア 無料期間から有料契約への自動更新条項（意思表示擬制）**

無料お試し期間中に所定の休退会の申請手続きが行われたにも拘らず、無料お試し期間中に貸出を受けた全てのレンタル商品が当社指定の配送センターに返却されなかった場合は、本サービスを継続して利用する意思があるものとみなし、有料サービスへ自動移行するとともに月額料金の課金が発生します。

\* P I Oからは上記条項に関する相談事例が少なからず確認できる。

## イ パスワードの管理と責任（消費者義務過重・事業者免責条項）

本サービスの利用については、それが自己によるものと第三者によるものとを問わず、その使用に関する一切の債務を負うものとします。パスワードの第三者の使用により当該利用者が損害を被った場合にも、その帰責事由の有無にかかわらず、当社は一切の責任を負いません

<コメント> クレジットカード約款は、親族等一定の関係者の不正利用につき無過失責任規定を置くところ、本条項はそれよりも過大な負担を消費者に負わせる条項である。

## ウ 対価保持条項

本サービスの利用料金は、別途諸規定に定められた方法で支払うものとします。なお、一旦支払われた本サービスの利用料金は、理由の如何を問わず返金しません。

## エ 免責条項

当社は、以下の事由により利用者が被ったいかなる損害に対しても、その理由を問わず一切の責任を負いません。また以下の事由により利用者に発生した支払い義務は免除されず、既に決済が行われた料金は返金しません。

- (2) 当社の故意、または重過失によらずに、レンタル商品の配送に伴う遅配または誤配または未着などの事故が発生した場合（配送を行う第三者事業者の責めに帰すべき事由による場合を含む）。
- (3) 当社の故意、または重過失によらずに、配信作品の配信ができない場合。

<コメント> 軽過失の場合は一切責任を負わないという趣旨であれば、法8条1項1号の全部免除条項に該当し、同号により無効になるものと思われる<sup>12</sup>。

## （5）インターネット通販

### ア 契約の成立時点に関する特約<sup>13</sup>

#### 【A社の規約】

・お客様からのご注文は、商品購入についての契約の申し込みとなります。  
・（報告者注：ネット通販業者）が販売する商品をご注文いただいた場合、当サイトから「ご注文の発送」メールがお客様に送信されたときにお客様の契約の申し込みは承諾され、契約が成立します。

#### <コメント>

申込を受けた商品が確保後に契約成立時点をずらすことによって、A社からすれば商品の確保が不可能となった場合であっても債務不履行責任を負うリスクを回避できる。なお、A社の場合は、「ご注文の発送」メールが発信されるまで（注文履歴で「未発送」とされている間）は、注文者は、申込の撤回ができることとされている<sup>14</sup>。

<sup>12</sup> 日弁連コンメ138頁を参照されたい。

<sup>13</sup> オンライン契約における申込と承諾の基本的な考え方については、平成24年11月経済産業省「電子商取引及び情報商材取引等に関する準則」 - 1 - 1を参照されたい。なお、ネット通販における事業者からのオートリプライメールについては、これを「承諾」に当たるとした判決（東京地判平成17年9月2日判時1922号105頁）と、「承諾」には当たらないとした判決（公刊物未登載）がある。

<sup>14</sup> 一般にインターネット通販における申込は、承諾期間の定めのない申込に当たる場合が多いものと思われ、この場合、原則として、申込の撤回は「申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期



## イ 無料会員から有料会員へのみなし入会特約

### 【A社の無料体験サービスに関するページ】

#### 無料体験の登録方法

一定期間内にA 特別会員に登録されていない場合、無料体験に登録できます。無料体験は、A 特別無料体験のページから登録できます。このほか、商品詳細ページやご注文確定時にも登録できます。

ご登録には、クレジットカードをアカウントに登録する必要があります。無料体験期間中、請求は一切発生しません。

#### 有料会員への切り替え方法

無料体験期間が終わると、自動で、有料のA特別会員へ切り替わります。有料会員に切り替わる際には、無料体験お申し込み時にご登録されたクレジットカードに、年会費3900円(税込)を請求いたします。

### 【A社の特別会員規約】

#### 年会費；更新

・ 翌年以降のプライム会員登録の更新前にお客様が退会の希望あるいは自動更新を希望しない旨を当サイトに通知いただかない場合には、お客様の会員登録は自動的に更新され、お客様への通知なくして、当サイトは、お客様が登録されたいずれかのクレジットカードへ、その時点で適用される年会費及び税金を請求いたします。

#### 無料体験会員

当サイトは、お客様に対し様々なプライム無料体験その他の会員の募集をすることがあります。無料体験会員は、当該会員募集の際に特別に規定されたものを除き、本規約の条件に従うものとします。無料体験会員は、無料体験期間中いつでも、A特別会員のアカウントサービスを通して無料体験期間の終了後は年会費を負担するプライムの会員登録をしないという選択をすることが可能です。

## (6) 共同購入クーポンサイト

### ア 意思表示擬制条項

本サービスの利用を希望する者が当社に対し会員登録手続きを申し込んだ場合、本規約の全ての条項に同意したものとみなします。

## イ 消費者の解除権の制限（+ 契約成立時期特約）

第 条 クーポンの販売は、購入の申込みがあったクーポンの数が当社があらかじめ設定した最低販売枚数を超え、かつ、当該クーポンの販売期間が終了した場合、又は 購入の申込みがあったクーポンの数が当社があらかじめ設定した上限販売数量に達した場合に成立するものとします。販売期間終了時に、クーポン購入の申込数が最低販売枚数に満たなかった場合は、会員がクーポン購入の申込をしていたとしても取引は成立せず、いずれの会員も当該クーポンを購入することはできないものとします。

第 条 会員よりクーポン購入の申込があり、当社より会員に対して申込受付の通知をした時点で、会員は自らの申込を変更又は撤回することができないものとします。

<コメント> 契約が成立していないにも関わらず、消費者は事業者側からの申込受付の通知時点で解除（申込の撤回・変更）を制限されることになる。

## ウ 対価保持条項

会員は、クーポンを換金したり、払い戻したりすることはできません。

間を経過するまで」は撤回できないことになる（民法524条）。

## エ 消費者の義務過重条項

当社は、会員による本サービスの利用に関して会員ID及びパスワードの一致を確認した場合、その後ログアウトまでの一連の通信は当該会員ID及びパスワードを保有する者として登録された会員によって行われたものとみなします。

### (7) その他

継続的に当該サイトに利用者がアクセスして取引・サービスの提供を受けることが予定されている契約については、Cookie<sup>15</sup>、IPアドレスなどの利用同意条項が少なからずみられた。

## 4 関連法規等

### (1) 法律

#### ア 特定商取引法

##### 規約の認識可能性全般について

契約の申込については、「顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申し込みをさせようとする行為」を主務大臣の指示対象行為と規定し（法14条2号、施行規則16条1号・2号）、さらには「インターネット通販における「意に反して契約の申込をさせようとする行為」に係るガイドライン」が設けられているところ。

規約全体につき、その認識可能性を高めるための行為規制は特に置かれていない。

##### いわゆる返品特約について

もっとも、法定返品権（法15条の2）を排除する、いわゆる「返品特約」については、表示方法につき、規則（16条の2）及び「通信販売における返品特約の表示についてのガイドライン」によって詳細に規定されているところ。

### (2) 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」

#### ア はじめに

頻繁に改訂がなされており、平成24年11月に、ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性に関する論点の修正等を改訂したものが公表されたところ<sup>16</sup>。

<sup>15</sup> 「クッキー」とはWebサーバーから利用者のパソコンに送られ保存される情報のことであり、クッキーには利用者に関する番号や最後にサイトを訪れた日時、そのサイトの訪問回数などを記録しておくことができる。クッキーによって、利用者を識別することで、Webサービスを利用者ごとにカスタマイズすることが可能となる。（総務省情報通信政策研究所「行動ターゲティング広告の経済効果と利用者保護に関する調査研究報告書」12頁）

<sup>16</sup> <http://www.meti.go.jp/press/2012/11/20121120001/20121120001.html>

## イ 利用規約の契約への組入れと有効性について

利用者がサイト利用規約の内容を事前に容易に確認できるように適切にサイト利用規約をウェブサイトに掲載して開示されていること

及び

利用者が開示されているサイト利用規約に従い契約を締結することに同意していると認定できることが必要（ - 2 - 1 ）

「利用者の同意」については、以下のとおり必ずしも同意クリックを要求しなくても認めることができる場合があるとする。

（ 2 - （ 2 ） - ）

取引の申込み画面（例えば、購入ボタンが表示される画面）にわかりやすくサイト利用規約へのリンクを設置するなど、当該取引がサイト利用規約に従い行われることを明瞭に告知しかつサイト利用規約を容易にアクセスできるように開示している場合には、必ずしもサイト利用規約への同意クリックを要求する仕組みまでなくても、購入ボタンのクリック等により取引の申込みが行われることをもって、サイト利用規約の条件に従って取引を行う意思を認めることができる。

利用規約の変更につき、今回の改正で「利用者による明示的な変更への同意がなくとも、事業者が利用規約の変更について利用者に十分に告知した上で、変更の告知後も利用者が異議なくサイトの利用を継続していた場合は、黙示的にサイト利用規約の変更への同意があったと認定すべき場合があると考えられる」という解釈が新たに示されたところ。

（ - 2 - 1 ・ 1 （ 3 ） 考え方については、 29 頁参照）

## ウ 不当条項について

（ア）管轄合意条項の有効性（ - 2 - 3 ）

有効との解釈を示す（消費者契約法の不当条項該当性については言及せず） 民訴法 11 条 3 項（電磁的記録による管轄合意）について言及

（イ）仲裁合意条項の有効性（ - 2 - 4 ）

有効との解釈を示す（消費者契約法の不当条項該当性については言及せず） 仲裁法附則 3 条 2 項の消費者契約における消費者の仲裁合意の解除権につき言及

（ウ）「ノークレーム・ノーリターン」特約の有効性（ - 7 - 4 ）

このような特約を定めること自体は原則有効であるとするが、売主が事業者である場合は、特商法の広告表示規制（返品特約・瑕疵担保責任に関する特約に関する表示）対象となるとし、瑕疵担保責任の特約であり、買主が消費者である場合は、かかる特約は消費者契約法 8 条 1 項 5 号及び 10 条により無効となる旨の解釈が示されているところ。

（エ）その他

「なりすましによる意思表示のなりすまされた本人への効果帰属」（ - 3 - 1 ）、「共同クーポンをめぐる法律問題について」（ - 9 ）